

ID: 92

担当部署: 福祉課

<b>処分の概要</b>	使用の許可		
<b>例規名 根拠条項</b>	柴田町地域福祉センター条例 第9条第1項		
<b>例規番号</b>	平成12年条例第26号		
<b>【基準】</b>			
<p>第9条及び柴田町暴力団排除条例第6条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第9条 福祉センターを使用する第3条第2項に規定する柴田町社会福祉協議会及び同条第3項に規定する事業者(以下「使用事業者等」という。)は、あらかじめ町長の許可(以下「使用許可」という。)を受けなければならない。</p> <p>2 町長は、使用事業者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、福祉センターの使用を許可しないことができる。</p> <p>(1) 公の秩序を乱すおそれがあるとき。 (2) 施設又は附属設備をき損するおそれがあるとき。 (3) その他管理上支障があると認めるとき。</p> <p>3 町長は、使用許可をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。</p> <p>4 福祉センターの使用に係る使用許可の期間は、3年以内とする。</p> <p>5 第3条第1項第5号のデイサービスセンターは、第1項の使用許可を受けた場合、前2条の規定にかかわらず、使用する期間、終日使用することができる。</p> <p>(公の施設における措置)</p> <p>第6条 町長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、同法第244条第1項に規定する公の施設の利用が暴力団の利益となると認めるときは、柴田町公の施設における暴力団の利益となる使用等の制限に関する条例(平成21年柴田町条例第27号)に定めるもののほか、当該公の施設の利用について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の利用の許可若しくは承認をせず、又は既にした当該利用の許可若しくは承認を取り消す等の利用の制限に関する処分を行うことができるものとする。</p>			
<b>標準処理期間</b>	1日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年12月28日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日